

改正後	改正前
<p><u>規則第14条関係</u></p> <p>法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣後職務に復帰した職員を昇格させる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ事務総長に協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 <u>人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則9—8」という。）第11条第3項の規定により職務の級を決定された職員以外の職員</u> 昇格させようとする日に新たに職員となったものとした場合のその者の経験年数がその者を昇格させようとする職務の級をその者の属する職務の級とみなした場合の給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第15条関係第5項に規定する最短昇格期間（以下「最短昇格期間」という。）（ただし、規則9—8第20条第4項後段の規定に該当するときは、当該最短昇格期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。）以上となる当該昇格させようとする職務の級</p> <p>二 <u>規則9—8第11条第3項の規定により職務の級を決定された職員</u> 当該派遣がなく引き続き職務に従事したものとみなして、その者が当該派遣の直前に属していた職務の級を基礎として昇格等の規定を適用した場合に、その者を昇格させようとする日に属することとなる職務の級を超えない範囲内の職務の級</p> <p>（記入要領）</p> <p>1～12 （略）</p> <p>13 ㊸欄には、職務復帰後において昇格、昇給等の措置を行った場合、その措置の内容を「復職時調整（7—8）」等と記入する。この場合において、<u>規則第14条関係第1号の規定により最短昇格期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって当該最短昇格期間として昇格させたとき又は同条関係第2号の規定により在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって在級期</u></p>	<p><u>規則第14条関係</u></p> <p>法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣後職務に復帰した職員を昇格させる場合において、昇格させようとする日に新たに職員となったものとした場合のその者の経験年数がその者を昇格させようとする職務の級をその者の属する職務の級とみなした場合の給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第15条関係第5項に規定する最短昇格期間（以下「最短昇格期間」という。）（ただし、人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第20条第4項後段の規定に該当するときは、当該最短昇格期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。）以上であるときは、この条の規定によりその者を昇格させようとする職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ事務総長に協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>（記入要領）</p> <p>1～12 （略）</p> <p>13 ㊸欄には、職務復帰後において昇格、昇給等の措置を行った場合、その措置の内容を「復職時調整（7—8）」等と記入する。この場合において、<u>規則第14条関係の規定により最短昇格期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって当該最短昇格期間として昇格させたときは、併せて当該割合を「100分の50」等と記入する。</u></p>

間表の在級期間として昇格させたときは、併せて当該割合を「100分の50」等と記入する。